河川・海岸におけるドローンの飛行について

令和 8 年 11 月 13 日

当事務所が管理する河川及び海岸において、ドローンを飛行させる場合、河川・海岸管理者への許可及び一時使用届は原則として不要です。

ただし、飛行に当たっては、他の利用者の安全及び利用の妨げとならないよう十分配慮するとともに、航空法その他関係法令を遵守してください。

なお、イベント等により一定の区域を独占的に使用する場合や、施設の設置等を伴う場合は、別途手続が必要となることがあります。

鈴鹿建設事務所　管理課